

裁判所をめぐる諸情勢について

最高裁判所事務総局

(令和3年6月)

◆ 裁判手続のIT化について	4
1 民事訴訟手続及び民事非訟手続のIT化について	5
2 刑事手続のIT化について	6
3 家事事件手続のIT化について	6
◆ 新型コロナウイルス感染症への対応について	8

目 次

1 各種事件動向と適正迅速な審理に向けての課題

(1) 民事事件	10
ア 地方裁判所の民事通常訴訟事件について	10
イ 行政事件及び国家賠償事件について	11
ウ 労働関係事件について	12
エ 知的財産権関係事件について	13
オ 倒産事件について	13
カ 執行事件について	14
キ 簡易裁判所の民事事件について	15
(2) 刑事事件	16
裁判員裁判の現状と課題について	16
(3) 家庭事件	18
ア 家庭事件をめぐる現状と課題について	18
イ 家裁調査官について	19
ウ 家事調停事件について	19
エ 後見・財産管理関係事件について	20
オ 人事訴訟事件について	21
カ 子の返還申立事件・民事執行法について	22
キ 少年事件について	22

(4) 共通	23
適正な通訳の確保のための取組について	23
2 裁判所に関する新たな立法等	
(1) 所有者不明土地問題について	24
(2) 消費者契約法改正の動向について	25
(3) 仲裁法制の見直しに関する動向について	26
(4) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示 に関する法律（プロバイダ責任制限法）の改正について	26
(5) 担保法制の見直しに関する動向について	26
(6) 自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律について	27
(7) B型肝炎に関する特別措置法改正の動向について	27
(8) 建設アスベスト補償制度に関する立法動向について	27
(9) 知的財産権関係の法改正について	27
(10) 刑事法（逃走防止関係）に関する議論について	28
(11) 刑事法（性犯罪・被害者関係）に関する議論について	28
(12) 民法の改正（嫡出推定制度及び懲戒権に関する規定等の見直し）につ いて	29
(13) 民法の改正（離婚及びこれに関連する家族法制の見直し）について	29
(14) 少年法等の改正について	30
3 裁判所の人的・物的態勢の現状	
(1) 予算について	31
(2) 定員について	32
(3) 裁判官の採用、判事再任等について	32
(4) 裁判所施設について	33
ア 老朽化した庁舎の増加状況等	33

イ 省庁別宿舎の状況	33
ウ 裁判所インフラ長寿命化計画（行動計画）	34
(5) システム関係について	34
ア 情報化の取組と全体最適化	34
イ 主な情報システムの状況等	36
4 裁判所の組織的課題	
(1) 裁判所における緊急対応について	37
(2) 情報セキュリティの確保	37
(3) 裁判所の安全問題について	39
(4) 書記官事務の整理について	39
(5) 適正な事務の確保に向けて	40
(6) 適正な会計事務について	41
(7) 裁判所を利用する障害者への配慮について	42
(8) 障害者雇用について	43
(9) ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書等について	44
(10) 司法行政文書の管理及び開示について	44
(11) 裁判所広報の充実について	45
5 人材の育成、強化に向けた司法研修所及び裁判所職員総合研修所の取組	
(1) 裁判官の研修・研究会について	47
(2) 裁判官以外の裁判所職員の研修等について	49
(3) 司法修習生の修習について	51

◆ 裁判手続のIT化について

情報通信技術の急速な発展に伴い、インターネットを通じて様々なサービスを利用することが可能になり、その流れは企業活動にとどまらず、公共サービスや個人の活動にも広がりつつある中で、民事訴訟のIT化に関する検討が進められてきたが、昨年から続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、IT化・デジタル化は社会全体で加速度的に広がっている。このような社会情勢の中で、裁判所がこれからも国民の期待に応えていくためには、事件分野を問わず、裁判手続のIT化を進めていくことによって、国民の司法アクセスを向上させるとともに、ITツールも活用して、今まで以上に迅速かつ適正な裁判を実現していくことが必要である。

裁判手続のIT化に向けた検討は、民事訴訟のみならず、刑事手続や家事手続等についても開始されており、最高裁判所としても、本年4月に事務総局審議官室を「デジタル推進室」として位置付け、広く裁判所全体の業務のIT化・デジタル化に向けた総合調整や、IT化・デジタル化を支える情報通信基盤の整備や各種システムの開発に向けた検討等への取組を推進することとした。

事件分野ごとのIT化の検討状況は以下のとおりであるが、いずれの事件分野においても、現在の審理運営等のプラクティスを所与の前提としたままITツールを利用するのではなく、IT化を契機として、現在の審理運営等における課題を克服し、ITツールも活用したより良いプラクティスの在り方を検討していく必要があり、また、事務の合理化等により各職種が自らの役割・職務に注力できるような事務処理態勢を検討していくことが求められている。このような検討を進めるに当たっては、一人ひとりの裁判官、裁判所書記官その他の職員が主体的に検討し、様々な工夫や実践例を持ち寄って府全体あるいは府を超えて議論し、必要に応じて修正しながら、より良いプラクティスを作り上

げていくことが期待される。

1 民事訴訟手続及び民事非訟手続のIT化について

ウェブ会議等を活用した争点整理については、現在、知財高裁及び全ての地裁本庁で運用が実施されているが、本年度からは地裁の支部において順次運用を開始する府を拡大し、これらの運用状況を踏まえて高裁等への拡大についても検討していく予定である。また、書面の電子提出についても、本年度中に、一部の府で現行民事訴訟法132条の10に基づく準備書面等の電子提出を可能とするシステムの試行運用を開始する予定である。

法制面については、令和2年2月に設置された法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会において、訴えの提起から上訴までの各段階の全面IT化のほか、新たな訴訟手続の創設やIT化に伴う書記官事務の見直しなど多岐にわたる論点について、調査審議が進められており、本年2月に「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案」が取りまとめられ、この中間試案に対してパブリックコメントが実施された。今後、令和4年中の関係法律の改正を目指して、調査審議が進められる予定である。

令和2年7月17日に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の変更について」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画について」においては、司法府には、民事訴訟法の改正が令和4年内に実現した場合には、早ければ令和5年度中にウェブ会議の方法による口頭弁論期日の運用を開始することを目指し、併せて、システムの開発や規則改正のための作業を進め、令和7年度中に当事者等がオンラインで訴状等を提出することができるようすることを目指すこと等を期待するとされており、裁判所においても、これまでの民事訴訟手続一般のIT化に向けた検討に加え、IT化後の書記官事務の在り方やそれを見据えたシステムについても、具体的な検討を早急に行う

必要がある。

また、本年4月20日から、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のIT化の在り方を検討するため、公益社団法人商事法務研究会の主催により「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会」が開催され、法制面での検討が始まったところであり、最高裁判所も関係機関としてこれに参加している。

2 刑事手続のIT化について

刑事手続についても、本年3月31日、「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」が法務省に設置され、刑事手続についてITを活用する方策に関する検討が開始されたところである。

質の高い刑事裁判の実現を目指すため、その事務処理の在り方について不断の見直しを図っていく必要があり、今後は、ITを活用するという視点からも検討を進めていくことが考えられる。政府における検討に関しては、そのスピード感を意識しつつ、裁判所として適切に対応していく必要があるが、裁判官、裁判所書記官その他の職員においても、政府における検討状況を注視しながら、ITを活用した場合の事務処理の在り方の検討も行っていくことが求められる。

3 家事事件手続のIT化について

家事事件手続のIT化に関しては、前述のとおり、令和3年4月20日から、「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会」が開催され、法制面での検討が始まっている。今後、民事訴訟手続のIT化の検討の成果や進捗状況等も踏まえつつ、家事事件手続の特性も考慮しながら、上記研究会における検討に関して、裁判所としても適切に対応する必要がある。

また、裁判所では、まずは令和3年度中に、新型コロナウイルス感染症の感染状況の推移のほか、調停事件の新受件数等も総合的に考慮して、東京、大

阪、名古屋及び福岡の各家庭裁判所において、家事調停手続の期日でウェブ会議を試行することを目指して、検討・準備を進めているところである。これまで、家庭裁判所においては、調停の本質・利点に立ち戻り、これからの時代の当事者のニーズに適う調停運営の在り方を考え実践していくという観点から、調停運営の在り方の見直しについての議論が進められてきており、既に具体的事件における実践も行われているが、ウェブ会議を利用した調停運営の在り方についても、これまでの議論の成果を土台にしながら検討を進めていくことが期待される。

◆ 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、世界中で猛威を振るい、国内においても感染者数が増加し、変異ウイルスによる感染の影響もあり、国民生活や社会経済全体に甚大な影響を生じさせている。

裁判所においては、昨年4月の緊急事態宣言時には、感染拡大を防止するための人との接触を極力避けることが強く求められる状況の下で、裁判所における業務継続計画（B C P）に基づき、裁判所に求められる最低限必要な機能は維持しつつ、感染拡大防止のために業務を大幅に縮小するなど、大きな影響を受けた。

上記の業務縮小の程度については、裁判所としても前例のないものであって、感染の拡大防止と裁判所に求められる役割とのバランスをどのようにとるべきか難しい判断が求められたところであり、新型コロナウイルス感染症への対応が長期に及ぶことなども踏まえ、事件関係者や地域の十分な理解を得ながら対応を行っていくことが求められたものであった。

裁判所においては、当時の対応の経験を振り返り、事件関係者の立場にある弁護士会等の外部からの指摘なども踏まえ、前回の経験を生かす視点から改善すべき点についての検討を行い、裁判運営の見直しや運用改善の取組を進めるとともに、専門家の助言を得て公衆衛生学等の専門的知見に基づき、感染のリスク態様に応じて基本的かつ実効的な感染防止対策（「裁判所の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策」令和2年12月4日付け総務局参事官事務連絡参照）を着実に実施してきた。

このように裁判所の状況が昨年4月の緊急事態宣言時と大きく異なることから、本年の二度にわたる緊急事態宣言の下やまん延防止等重点措置実施期間においても、感染拡大防止と司法機関としての機能の適切な維持の両立を図るべく、政府の基本的対処方針や地方自治体の要請内容に十分留意した上で、基本

的な感染防止対策を徹底しつつ、ウェブ会議や電話会議の活用などの裁判手続の運用上の工夫や、在宅勤務の活用等を行うことによって、裁判業務を縮小することなく継続している。

未だ終息には至っておらず、今後の感染状況の変動もあり得る中で、裁判所利用者の不安感等への配慮に関しては息の長い取組・工夫がこれからも必要であり、在宅勤務の活用等も含め、感染拡大防止と調和のとれた庁全体としての適切かつ円滑な事件管理に向けた取組を継続していくことや、先行きについての見通しが困難な状況下で新たに生じうる法的紛争等への対応に万全を期すことが必要である。

今後の新型コロナウイルス感染症への対応については、各裁判所において、裁判部と事務局が連携して、昨年の業務縮小とその後の回復に向けた一連の対応や、これまでの裁判手続の運用上の工夫や在宅勤務の活用等による裁判業務の継続の過程における経験や課題について振り返り、その結果を今後の対応に生かし、引き続き、運用改善の実践を一層前進させていくことが期待される。

各裁判所において、その存する地域の状況を注視し、地域の状況に応じて裁判所の事務をどのように行っていくかを、事件処理について責任を負う立場にある裁判官が中心となって部などの場で検討して部の職員、事務局を含む庁全体で認識を共有して方針を定めていった経験や、その方針について当事者等の関係者、関係機関・団体のみならず地域社会等の理解を十分得るために力を重ねてきた経験を一過性のものにしてはならない。裁判所とその置かれた地域社会のつながりの意義を常に意識し、これを裁判所の行う様々な事務に反映させていくことを念頭に置きながら、視野を広げて裁判運営について現在のありようを見直し、必要な改善を行っていく恒常的な検討と実践が望まれる。

1 各種事件動向と適正迅速な審理に向けての課題

(1) 民事事件

ア 地方裁判所の民事通常訴訟事件について

近時の社会情勢の変化、情報技術の進展、価値観の多様化等を背景として、裁判所の判断が国民の社会経済活動等に大きな影響を与える訴訟が増え、裁判所の審理判断に対する国民の関心と期待も高まっており、それに伴い、裁判の質についても、判断自体の適正さや手続保障のみならず、判断理由の当事者及び社会に対する説得力を更に向上させることや社会が求める合理的な期間内で紛争を解決することに対する要請が高まっている。ところが、近年、客観的にみると、平均審理期間（特に争点・証拠整理期間）が長期化し、長期未済事件も増加し続けている。また、争点・証拠整理や人証調べ、和解等の実情に関して、弁護士や高裁からは、なお厳しい指摘もある。

一方、前記のとおり、現在、民事訴訟手続のIT化への取組が進んでいるところ、民事訴訟手続のIT化は、現状の手続にITを導入するのにとどまらず、これを契機に審理運営の改善を図り、より適正かつ迅速で質の高い裁判の実現を目指すべきものである。

こうした要請に的確に応え、現在の民事訴訟の審理運営が抱える課題を克服するためには、民事訴訟法が本来志向する争点中心型の審理を実践すること、すなわち、争点・証拠整理の過程において、裁判所と当事者との双方向のコミュニケーションをより活性化させることにより、証拠（書証）にも照らしながら早期に争点を確定して、争点の軽重や判断の枠組み等についての認識を共有し、必要十分な人証について集中的な証拠調べを行うことによって、合理的な期間内に紛争を解決に導くようにしなければならない。具体的には、例えば、日々の審理を通じて浮かび上がってくる審理運営上の課題について、民事訴訟法や民事訴訟規則の諸規定を手掛かりにしながら、部の内外で活発に議論し、改善策について知恵を出し合い、実践し、修正するとい

った取組が考えられる。そして、これらの取組については、改善策の全体像が構築されるまで議論し続けるのではなく、失敗を恐れることなく実践できることから実践に移し、当事者の反応を含めてその結果を分析しつつ、更なる改善を加えたり、別のアプローチを試みたりするといった、検討、実践、修正のサイクルを粘り強く継続していくことが重要である。

以上については、令和元年度及び令和2年度の民事事件担当裁判官等協議会並びに令和2年度民事事件担当裁判官等事務打合せの各協議結果（J・NETポータルの民事情報データベース（ミンフォ）に掲載）を、また、合議の充実・活用等による部の機能の活性化等に関しては、司法研究「地方裁判所における民事訴訟の合議の在り方に関する研究」も参照されたい。

イ 行政事件及び国家賠償事件について

行政事件及び国家賠償事件については、近時、我が国の社会の在り方を巡って様々な問題提起がなされ、国民の意見や価値観が多様化する中、いわゆる多府係属型の政策形成訴訟や社会的注目を集め複雑困難訴訟が多数係属しており、中立的な立場で法的紛争を解決する裁判所に対する国民の関心と期待が高まっている。裁判所が当事者のみならず社会に対しても説得力ある適切な判断をするためには、事件の背景となる社会的問題や社会経済活動の実像を把握しつつ、合議の充実を図り、判断の質を一層高めていくことが求められる。

B型肝炎訴訟は、地裁を第一審とする国家賠償事件の新受件数の4割前後を占めているところ、1件当たりの原告数が複数に上るものが多いことを背景にして、審理期間が2年を超える長期未済事件が顕著な増加を示している。個々の事件について審理が長期化している原因を適切に把握しつつ、事案に応じた適正迅速な解決に向けて積極的な審理を行っていく必要があり、そのためには事務処理上の工夫の集積や共有を図ることも有益である。

行政事件及び国家賠償事件の各種参考情報については、J・NETポー

タルの行政・労働・知財情報データベース（G—desk）を参照されたい。

ウ 労働関係事件について

労働関係民事訴訟事件及び労働審判事件の新受件数は、近年高水準で推移しているところ、令和2年の新受件数はいずれも過去最高となった。新受件数が増加している背景として、社会経済情勢の変化、雇用形態の多様化、労働者の意識の変化等の様々な要因が存在していると考えられるが、今後、さらに、新型コロナウィルス感染症を背景とした労働関係事件が増加するとの指摘もある。

他方、労働関係民事訴訟事件の既済件数は、平成20年以降、新受件数を下回る傾向にあり、未済件数が増加の一途をたどるとともに、平均審理期間も長期化している。労働審判事件についても、平成30年以降、平均審理期間が長期化する傾向にある。

このような状況の中、労働関係事件を適正迅速に処理していくためには、裁判所全体として労働関係事件の紛争解決能力を高めていくことが喫緊の課題であり、そのためには、審理運営のためのプラクティスを部や庁を越えて共有するとともに、弁護士に対してもプラクティスを踏まえた訴訟活動をしてもらうための働き掛けを適切に行っていくなど、各庁の実情に応じて一層の取組を進めていく必要がある。

労働審判手続においては、テレビ会議の利用が着実に進んできているところ、これに加えて、令和2年12月から、全国の地裁本庁において、ウェブ会議の方法により労働審判手続の期日を行うことも可能となった。ウェブ会議等の利用に当たっては当事者の意向を十分に聴取する必要があるが、当事者の利便性の向上等に資するものであることに加え、当事者が裁判所に出頭するために移動したり、直接会ったりせずに労働審判が実施できるという面もある。

労働関係事件の統計や各種参考情報については、行政・労働・知財情報デ

ータベース（G—desk）を参照されたい。

エ 知的財産権関係事件について

地裁における知的財産権関係民事通常訴訟事件の新受件数は、概ね 500 件程度で推移しているが、知財高裁における審決取消訴訟事件の新受件数は、平成 25 年以降減少傾向にある。

知的財産権関係民事事件のうち特許権等に関する訴えは、東京地裁又は大阪地裁の専属管轄に属し、その控訴審は全て知財高裁が取り扱うため、管轄については改めて留意する必要がある。一方、営業秘密が問題となる不正競争防止法に関する事件など、技術的な知見を要する訴訟が上記 3 庁以外の庁に係属することもあるが、その際には上記 3 庁所属の裁判所調査官の派遣依頼や専門委員の職務代行依頼等も可能であるので、検討されたい。

また、知的財産権関係事件について通用力のある判断をするためには、国際的な動向について知見を深めることが重要である。平成 29 年以降、欧米やアジア諸国の裁判官等を招いて国際知財司法シンポジウムを開催している。これらの機会を通じて各国の制度や運用について知見を深め、その知見を他の分野に還元し、推し及ぼしていくことも期待される。知的財産権関係事件の各種参考情報については、行政・労働・知財情報データベース（G—desk）を参照されたい。

オ 倒産事件について

倒産事件の事件数は、平成 29 年以降は増加傾向にあり、令和 2 年は減少に転じたものの、新型コロナウイルス感染症の影響については予断を許さず、今後の動向に注意する必要がある。そのような状況に的確に対応するためにも、事件動向を適時・適切に把握するとともに、より一層の事務処理の合理化・効率化を図っていくことが求められる。

ここ数年来、同時廃止事件と管財事件の振り分け基準や管財事件の最低予納金額といった事務処理の基準についての運用の見直しが検討・実施されて

きたところであるが、その取組においては、各庁の運用や基準の合理性について、その根拠や目的に立ち返った検討が行われたところである。今後は、このような検討の手法を倒産手続全体に拡大して、合理的で効率的な申立書やその審査の在り方等について、検討を進めていく必要がある。

また、管財事件について、適正迅速な処理を実現するとともに、破産管財人選任の公平性に疑義を生じさせないようにするためにには、破産管財人候補者の裾野を広げ、継続的かつ安定的に、質の高い破産管財人候補者の給源を確保しておく必要がある。この点については、かつてと比べると新受事件数が多くないことから難しい状況ではあるものの、若手破産管財人候補者の育成だけでなく、大型事件、複雑・困難事件に対応することのできる中堅破産管財人候補者の育成についても各庁の実情に合わせた取組を進めていく必要がある。

管財人の育成に関する詳細は、平成29年度民事執行事件及び倒産事件担当者等協議会の、申立書の審査の在り方等に関する詳細は、令和元年度民事執行事件及び倒産事件担当者等事務打合せの各結果要旨（民事情報データベース（ミンフォ）に掲載）を参照されたい。

カ 執行事件について

民事執行法等の改正法が令和2年4月1日から施行されており、不動産執行事件、債権執行事件、財産開示事件、第三者からの情報取得事件及び執行官の取り扱う執行事件のいずれについても、適正かつ効率的な運用を図る必要がある。

特に不動産執行事件については暴力団員による買受けを防止するための手続が設けられたことから、従前の事務処理のままでは審理期間が延びることとなりかねない。今後、より一層の質の高い事件処理を実現するために、現況調査報告書、評価書及び物件明細書の作成期間の短縮、標準スケジュール（申立てから売却、配当等までの一般的な目標期間）の設定又は警察への調

査囑託事務の合理化などの迅速化に向けた更なる運用改善に取り組む余地がないか、売却基準価額と売却代金額との乖離率の高い状況に照らして、競売市場修正率の見直しをする必要はないかなど、環境変化を踏まえた柔軟な運用の変更の要否について、検討していくことが必要である。

また、執行官の取り扱う執行事件についても、適正迅速な処理や事件関係者に対する適切な配慮が求められるところ、執行官は、その職務の大部分を裁判所外において行うため、指導監督が難しい面もある。監督官、監督補佐官においては、総括執行官との連携を密に取りながら、適切な指導監督を行っていく必要がある。特に子の引渡しの強制執行については社会的な関心も高く、子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮しつつ、その実効性を高める観点から、執行官事務の運用や児童心理の専門家の関与の在り方について、執行官との間で十分な協議を行うことが重要である。

不動産競売手続の迅速化及び子の引渡しの強制執行の運用の在り方に関する詳細は、平成30年度民事執行事件担当者等協議会並びに令和元年度民事執行事件及び倒産事件担当者等事務打合せの、執行官の適切な指導監督に関する詳細は、平成29年度民事執行事件及び倒産事件担当者等協議会の、競売市場修正率の見直しに関する詳細は、平成27年度民事執行及び倒産事件担当者等協議会の各結果要旨（いずれも民事情報データベース（ミンフォ）に掲載）を参照されたい。

キ 簡易裁判所の民事事件について

国民の権利意識の高まりや法曹人口の増加など裁判所を取り巻く状況の変化に伴い、簡裁に係属する訴訟事件は困難化しており、特に、弁護士保険の普及等を背景に急増した弁護士代理の交通損害賠償事件においては、審理期間が長期化する傾向にある。このような状況の下、少額の紛争を簡易迅速に解決するという簡裁の本来的役割を踏まえた質の高い審理・判決の実現に向けた取組を各庁において進める必要がある。

一方、民事調停事件は、新受件数の減少傾向が続いているところ、訴訟事件の中にも民事調停になじむ事件が含まれているとの指摘があること等を踏まえると、民事調停が紛争解決手段として適切に選択されるよう、法的観点を踏まえた調停運営を行って公正かつ合理的な解決を図るだけでなく、柔軟で落ち着きの良い解決を簡易迅速に得るといった民事調停の利点を活かせるよう、評議のより一層の充実や調停委員の技能向上に向けた研さんの強化等を通じて、調停運営の更なる改善に取り組むとともに、潜在的な利用者のニーズに応えるべく、より効率的な広報活動を継続的に展開すること等も求められる。

そして、民事裁判の紛争解決機能を全体として高めるという観点から、簡裁が、その本来的役割を踏まえ、地裁と適切に役割分担しつつ連携していく必要があり、上記の取組を進めていく上でも、地裁と簡裁との連携を一層深める必要がある。

詳しくは、簡易裁判所民事事件担当裁判官等協議会の協議結果（民事情報データベース（ミンフォ）に掲載）を参照されたい。

(2) 刑事事件

裁判員裁判の現状と課題について

ア 裁判員制度は、施行後10年以上の実績を重ねる中で、我が国における刑事裁判の中核に位置付けられるものとして定着してきている。これまでのところ、国民の理解と協力の下おおむね順調に運営されてきたと評価されているが、運営する側の裁判所としては、現状に満足することなく、裁判員制度はいまだ発展途上であるとの認識を持ち、絶えず運用改善に向けて取り組む必要がある。

イ 裁判員制度によって、刑事裁判のプラクティス（運用）は大きく変容し、核心司法や公判中心主義など刑事訴訟法の本旨に立ち返った裁判が追求されるようになった。また、行為責任を基本とする量刑判断の枠組みが明確にさ

れ、難解な法律概念についてその本質に立ち返った説明が試みられるなど、裁判員が実質的かつ法的観点を踏まえた意見を述べられる環境が整えられつつある。これらの変化は、裁判員裁判に対応するための法曹三者による運用改善のための取組等の進展によるところが大きい。

もっとも、これまで以上に裁判員の視点・感覚を的確に判断内容に反映させるとの観点から、裁判官の間では、個々の事案において裁判員と裁判官との実質的協働の実践に意識的に取り組むとともに、それらの事例を蓄積・共有した上で、裁判員裁判の運営や判断の在り方全般についての検討が行われている。また、公判前整理手続の長期化も従前からの課題の一つであり、引き続き、法曹三者の間で、手続の基本的な在り方について共通認識を持つことなどにより改善を図る必要がある。これらの課題に取り組むためには、裁判官同士の議論はもとより、法曹三者による意見交換や協議について、より実質的、実践的なものとして充実させていくことが期待される。

ウ 裁判員裁判の取組や理念は、刑事訴訟法の本旨に立ち返ろうとするものであり、裁判員裁判対象事件の第一審の審理のみならず、刑事裁判全体に推し及ぼされるべきものである。控訴審の在り方については、事後審の徹底という本来の趣旨を踏まえつつ、高裁・地裁の裁判官との間で議論・検討が重ねられている。また、裁判員非対象事件の審理についても、裁判員裁判のプラクティスを単に形式的に採り入れて運用するというのではなく、そのプラクティスの目的や実質に照らして、具体的な事案に応じた運用の在り方を模索することが必要である。

エ 裁判員にとって重い精神的負担となるおそれが類型的に高い、遺体写真等のいわゆる刺激証拠の取扱いについては、裁判員の負担への配慮という観点も踏まえて証拠の必要性等を吟味するという意識の下、判断されるようになった。すなわち、要証事実は何であり、その要証事実は事案の核心とどのように関係するのか、他の証拠で代替できないかを具体的に検討し、必要性が

認められる範囲に限って採用するという意識が高まつたものである。

また、裁判員の安全確保については、これに関して講じることが考えられる方策等を取りまとめて周知し、各地裁においても、安全確保に関する方策を検討して実施しているところである。もっとも、十分な方策をもつてしまなお、予測できない事態が生じることは避けられないが、そのような場合でも、裁判部とは異なる視点や情報の蓄積を持つ事務局と連携することで、事態に適切に対応する可能性が高まるなどを常日頃から意識しておく必要がある。

オ 裁判員制度施行以降、裁判員候補者の辞退率の上昇傾向、出席率の低下傾向が続けていた。このうち、出席率については、各地裁において裁判員等選任手続における運用上の工夫が実施され、平成30年以降、改善傾向が続いている。また、辞退率については、改善の兆しが見られるほか、これまで裁判員の選任に具体的な支障が生じた例はないことも踏まえると、制度の安定的な運用に差し迫った影響を及ぼすレベルには至っていないといえる。

カ 裁判員制度の円滑な運営を支えてきた最も基本的な要素の一つが、裁判員制度に対する国民の理解と協力であり、今後も国民の幅広い参加を得るためにの努力を惜しんではならない。今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況下においては、感染防止策を徹底するなどの工夫をして、裁判員が安心して安全に参加できる環境を整える必要がある。また、裁判官や協力を得られた裁判員経験者が参加する出張講義等の裁判広報活動を積極的に行い、裁判員経験者の声を広く届けるなどの地道な努力を続けるとともに、広報活動等を通じ、様々なチャンネルを通じて地域社会との接点を持ち、その実情等を踏まえながら得られた知見を制度運営全般に活かしていくことが求められる。

(3) 家庭事件

ア 家庭事件をめぐる現状と課題について

家庭を取り巻く状況の変化や国民の権利意識の高揚等により、家裁には、従前にも増して、紛争解決機能や再非行防止機能を適切に発揮することが求められている。家裁は、多様な職種の職員から成るところ、裁判の質の向上のためには、職種間の連携、協働が不可欠であり、家裁全体として、より質の高い判断を実現するための取組が必要である。

なお、家庭事件をめぐる現状としての統計資料や協議会結果要旨等については、J・NETポータルの家事・少年情報データベース（Family）を参照されたい。

イ 家裁調査官について

多様な職種の職員から成る家裁が、今後も社会の中で適切な役割を果たすためには、家裁に特徴的な職種である家裁調査官が、その役割・機能を十全に発揮するとともに、関係職種において、それに関する共通理解が深まることが重要となるところ、令和元年12月に、「家裁調査官の役割・機能」と題する資料が配布された。同資料は、家裁調査官の役割・機能及びそれに基づく調査事務について、家裁調査官自らが改めて認識を深めるとともに、裁判官を始めとする関係職種がこれを的確に理解し、認識を共有するための視点を示したものである。同資料を活用して家裁調査官相互間での議論や関係職種間での意見交換が重ねられ、その成果が日常の調査事務に生かされていくことによって、家裁調査官による調査事務の質や技量が向上し、より的確で質の高い調査事務が遂行されるとともに、裁判官において、これまで以上に適時適切な家裁調査官の活用を図ることで、より質の高い裁判が実現されることが期待される。現在、各庁においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点も踏まえた調査事務の工夫等についても検討されているが、そのような検討も含め、同資料は、様々な場面で広く活用されることが望まれるものである。

ウ 家事調停事件について

家事調停事件全体の新受件数は、近年、おおむね横ばいで推移している一方で、面会交流事件等の別表第二調停事件が増加傾向にある。

家事調停事件は、権利意識の高揚、少子高齢化、家庭・家族の在り方の変化等を反映して、夫婦間暴力（DV）、児童虐待、老親介護等の家庭をめぐる現代的な問題を背景にした事件や、子の奪い合い、面会交流など子をめぐる解決困難な事件が増えつつあり、家裁全体としての紛争解決機能の強化がますます求められている。

各家裁においては、家裁の主要な事件である家事調停の充実を図り、また、これと審判や人事訴訟との連携を更に進め、家裁全体としての紛争解決機能の強化に取り組んでいる。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からは、小規模の室内で当事者と対面し比較的長時間にわたり事情聴取及び調整を行う従前の調停の在り方をそのまま維持することは難しく、調停手続の利点を生かしつつ利用者のニーズや生活様式の変化に対応する新たな手続の在り方を検討・模索していく必要がある。その目的に従って、現在、各家裁で様々な取組が実践されているが、よりよい手続の在り方を見出すためには、各取組の実践の結果を検証、修正していくという営みを継続していくことが求められる。

エ 後見・財産管理関係事件について

後見等開始等事件の令和2年の新受件数は約5万1,000件となっており、管理（監督）継続中の本人数は累増を続けている。詳しくは、家事・少年情報データベース（Famili☆in）を参照されたい。

後見関係事件については、平成28年5月に施行された成年後見制度利用促進法に基づき、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定された。現在、地方自治体における取組が進められており、制度の運用を担う家裁においても、専門職団体等の関係機関と連携して、中核機関の設置や地域連携ネットワークの構築に向けた地方自治体の取組の後押しを継続し

て行っている。また、基本計画においては、身上保護の観点も重視し、本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任するための方策を検討することとされているところ、現在家裁において、この基本計画の趣旨を踏まえ、利用者がメリットを実感できる運用の改善に向けて後見人の選任等の運用の在り方について検討を進めており、併せて報酬の在り方についての検討も進められている。令和元年度は基本計画の対象期間である5か年の中間年度に当たるため、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討が行われた。その結果、令和2年3月24日に、「成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」が法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣により構成される成年後見制度利用促進会議に報告された。令和3年度は、基本計画の対象期間である5か年の最終年度であり、基本計画における施策の達成状況や次期計画における目標についての最終報告書が令和4年3月頃に取りまとめられる予定であり、引き続き真摯に取組を進めていく必要がある。

また、後見人等による不正防止についても、親族後見人に対するガイダンスや後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金を活用するなどして、引き続き取り組んでいくことが重要である。

財産管理事件の新受件数は、平成19年以降、不在者財産管理人については全体として減少傾向にあるが、相続財産管理事件については増加傾向にある。財産管理事件においては、定期的に財産状況を確認するとともに、特に相続財産管理事件においては、管理終了に向けて計画的に清算手続を進めるため、管理人に対する助言や働きかけを行う必要がある。

オ 人事訴訟事件について

平成25年以降、人事訴訟事件の新受件数は減少傾向にある一方で、平均審理期間は年々長期化している。

今後も、各庁において現状の問題点とその原因を分析した上で、人事訴訟が家裁に移管された趣旨を実現するために必要な取組を検討する必要がある。

カ 子の返還申立事件・民事執行法について

国際結婚が破綻した場合等において、子が国境を越えて不法に連れ去られた際に、迅速に常居所地国に子を返還することなどを定めた「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」が、平成26年4月、日本について効力を生じ、その国内実施法（平成25年法律第48号）及び実施規則（平成25年最高裁判所規則第5号）も施行された。

子の返還申立事件の第一審専属管轄を有する東京家裁及び大阪家裁並びに抗告審裁判所である東京高裁及び大阪高裁においては、適切な運用の確立に向けた取組がされている。なお、東京・大阪以外の家裁に係属する親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する処分についての審判事件及びこれらの抗告事件においても、一定の場合には、上記実施法及び実施規則の適用があるところであり、この点については留意が必要である。

なお、民事執行法や国内実施法等を改正する法律が令和元年5月17日に公布され、子の返還申立事件について間接強制の前置に関する規律の見直し等が行われるとともに、国内の子の引渡しの強制執行に関する規律が明確化された。また、同改正法によって債務者の財産状況に関する情報取得手続が新設され、これにより、養育費等の権利者は、登記所から不動産に関する情報を、金融機関等から預貯金債権情報を、市町村等から給与債権情報を、それぞれ取得できることになり、強制執行を行いやすくなったことから、手続教示等においても留意する必要がある。

キ 少年事件について

少年保護事件の新受人員は平成14年以降減少しているが、再非行少年の割合は依然として高いほか、社会的関心を集める重大事件、資質や家庭等の環境に根深い問題を抱えた少年の事件が係属するなどしており、少年審判の機能を更に強化し、複雑多様な事件を適正に処理することが求められている。

そのためには、少年審判手続全体を通じて、職種間連携及び少年保護関係

機関等との連携を図りつつ、社会調査の質の向上、保護的措置の確実な実施、補導委託の活性化等の取組を進めるなどして、事件処理の在り方について引き続き検討していくことが必要である。

(4) 共通

適正な通訳の確保のための取組について

ア 近年、いわゆる要通訳事件の数は高い水準で推移している。また、出入国管理及び難民認定法の一部改正により新たな在留資格が創設されたことから、在留外国人の増加が見込まれている。このような中で、裁判所としては、法廷通訳に対する社会の关心の高さに対応し、適正な通訳を担保するために、①裁判所及び訴訟関係人の適切な配慮による通訳しやすい審理の実現、②通訳人の数の確保、③通訳人の質の確保に関する取組を継続する必要がある。

イ 裁判所及び訴訟関係人の適切な配慮による通訳しやすい審理の実現

適正な通訳を確保するためには、訴訟関係人が通訳に適した尋問を実践するなど訴訟活動において配慮を行い、裁判官も同様の観点から適切な訴訟指揮を行うことが必須であり、法曹三者の間でこの配慮の在り方についての理解が共有されるよう、裁判所からも適切な働き掛けを行うことが必要である。これまで、適正な通訳を行うために裁判所及び訴訟関係人が配慮すべき事項等について、通訳人経験者に対するヒアリング結果等を基に取りまとめて提供し、司法研修所の研究会でも議論がされたところである。勉強会を開催して法曹三者と通訳人とで意見交換するといった取組も各地で行われており、こうした取組の継続が強く期待される。

ウ 通訳人の数の確保について

通訳人候補者名簿データベース（以下「DB」という。）は、裁判所に係属する全ての事件で利用できるものであり、その登録者数の更なる充実が必要である。その方策として、DBへの登録が未了の通訳人を選任した場合、当該通訳人が適性を備えているときは、登録に必要な手続を教示するなどし

て、積極的に登録を促すことが有益であり、こうした運用を定着させる必要がある。また、裁判官が通訳人候補者の供給源となることが期待される大学に出張して法廷通訳に関する説明会を実施する取組が複数の庁で行われている。さらに、通訳需要の高い言語に焦点を当てた積極的な働き掛けを行うことによって通訳人候補者を拡充することが有益であることから、昨年10月、その具体的な方法を紹介したところである。今後も、このような取組を通じて、各庁において積極的に通訳人候補者を確保していくことが強く望まれる。

エ 通訳人の質の確保について

毎年、多数の通訳人候補者を対象に、法廷通訳経験の多寡等に応じた研修を実施するなどして、通訳人の能力向上に努めている。

また、DBへの登録希望者の面接について、昨年6月から、希望者の通訳能力をより適切に審査するために、経験豊富な通訳人候補者に同席してもらい、希望者の通訳能力について意見を述べてもらうという運用が全国で実施されている。

2 裁判所に關係する新たな立法等

(1) 所有者不明土地問題について

所有者不明土地に関わる問題については、平成30年6月に公表された「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」が令和2年7月に改定され、土地所有に関する基本制度や民事基本法制の見直し等の重要課題について令和2年度中できるだけ速やかに必要となる法案を提出するという方針等が示された。

これらを踏まえ、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が平成30年11月15日から施行されている。この法律により、民法の特例として、国又は地方自治体の長が不在者財産管理人及び相続財産管理人の選任の申立てをすることができるものとされた。

また、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」は、令和2年11月1日から全ての規定が施行された。この法律により、不動産登

記簿の表題部所有者欄の氏名等が正常に登記されていない土地について、登記官が職権で調査を行って所有者を特定し、表題部所有者を改めるという制度、調査を行っても所有者を特定することができない場合に裁判所が当該土地の管理者を選任するという制度が設けられた。

さらに、「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が令和3年4月28日に公布された。その主な改正項目等は、①相続登記の申請の義務化、登記名義人の死亡等の事実の公示その他の不動産登記法の見直し、②土地所有権を国庫に帰属させる制度の創設、③長期間経過後の遺産分割における相続分の見直し、④共有制度の見直し、⑤財産管理制度の見直し、⑥相隣関係規定の見直し等であり、民事非訟事件として、所在等不明共有者がいる場合の共有物の変更・管理に関する事項の決定方法の特則、共有物の管理に係る事項に賛否を明らかにしない共有者がいる場合の共有物の管理に関する事項の決定方法の特則、所在等不明共有者の持分の取得・第三者への譲渡権限の付与、所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度の手続が設けられた。上記各法律は、原則として、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日に施行され、所要の最高裁規則の整備も予定されている。

(2) 消費者契約法改正の動向について

消費者契約法に関しては、平成30年改正における衆議院及び参議院の附帯決議を受けて、更なる改正の検討が行われており、令和元年9月に消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会において報告書が取りまとめられ、同年12月からは消費者契約に関する検討会において調査・審議が行われている。同検討会においては、いわゆる「つけ込み型」勧誘に関する取消権、オンライン取引における消費者保護に関する規律等の実体法上の規律のほか、「平均的な損害の額」（消費者契約法9条1号）に関する消費者の立証負担を軽減するための規律が検討事項とされている。

(3) 仲裁法制の見直しに関する動向について

令和2年9月に開催された法制審議会において、仲裁法等の見直し等について諮問がされ、法制審議会仲裁法制部会は、①国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）が策定した国際商事仲裁モデル法の平成18年改正（暫定保全措置に関する規律の改正等）への対応を念頭に置いた仲裁法の見直し、②調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設、③民事調停事件の管轄の見直しを内容とする中間試案を取りまとめ、本年3月から5月にかけて、中間試案に対するパブリックコメントが実施された。今後、試案に対して寄せられた意見を踏まえて、引き続き同部会において調査審議が行われる予定である。

(4) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）の改正について

プロバイダ責任制限法の改正法は、令和3年4月28日に公布された。同法は、①新たな裁判手続の創設及び②開示請求を行うことができる範囲の見直しを主たる改正事項としている。①については、現行法下で第一段階としてソーシャルネットワーキングサービス（SNS）事業者に対して「発信者情報開示仮処分」の申立てを行い、発信者のIPアドレス等の開示を受けた後に、第二段階として、開示されたIPアドレスにより特定される通信事業者に対して「発信者情報開示請求」の訴訟を提起して発信者の氏名・住所の開示を受けるという手続の流れが典型的であったところ、SNS事業者及び通信事業者に対する手続を一体的な非訟手続として整備し、迅速な発信者の特定を可能とすることを目指すものである。また、②については、現行法では解釈に委ねられたいたSNS等へのログイン時等の情報についても開示対象とするものである。

改正法は、公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲において政令で定める日から施行され、所要の最高裁規則の整備も予定されている。

(5) 担保法制の見直しに関する動向について

動産や債権等を担保の目的として行う資金調達の利用の拡大など、不動産以外の財産を担保の目的とする取引の実情等に鑑み、その法律関係の明確化や安定性の確保等の観点から、令和3年2月に開催された法制審議会において担保に関する法制の見直しが諮問され、担保法制部会が設置された。

(6) 自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律について

自然災害の被災者又はその遺族の生活を支援し、被災者を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村が一定の配分の基準に従い交付する金銭の交付請求権の差押えを禁止すること等を内容とする「自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律」が令和3年6月11日に公布され、同日施行された。

(7) B型肝炎に関する特別措置法改正の動向について

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の請求期限を令和9年3月31日まで延長すること等を内容とする「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律」が、令和3年6月18日に公布され、同日施行された。

(8) 建設アスベスト補償制度に関する立法動向について

令和3年5月17日に言い渡された建設アスベスト訴訟の最高裁判決等において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者について、その損害の迅速な賠償を図るために、特定石綿被害建設業務労働者等に対して給付金等を支給することを内容とする「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が、同年6月16日に公布され、一部の規定を除き、同日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

(9) 知的財産権関係の法改正について

特許権侵害訴訟、専用実施権侵害訴訟及び補償金請求訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が必要と認めるときに限り、広く一般に対してその審理に必要な事項について意見を求め、当該意見を当事者が証拠に活用できる制

度（第三者意見募集制度）の創設等を内容とする「特許法等の一部を改正する法律」が令和3年5月21日に公布され、同日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

(10) 刑事法（逃走防止関係）に関する議論について

令和2年2月に開催された法制審議会総会において、保釈中の被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日への出頭や刑の執行を確保するための刑事法を整備するための諮問（諮問第110号）がされ、同年6月から、刑事法（逃走防止関係）部会において、①保釈中・勾留執行停止中の被告人の逃亡を防止するための方策、②判決宣告後の被告人の逃亡を防止するための方策、③確定した裁判の執行を確保するための方策について調査・審議が行われている。

(11) 刑事法（性犯罪・被害者関係）に関する議論について

「刑法の一部を改正する法律」（平成29年法律第72号）附則第9条では、性犯罪における被害の実情、改正後の施行状況等を勘案して施策の在り方について検討を加え、必要に応じて所要の措置を講ずるものとすると定められている。その検討の一環として、法務省において、性犯罪に関する刑事法検討会が開催され、暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能の要件の在り方、地位・関係性を利用した犯罪類型の在り方及び性的姿態の撮影行為に対する処罰規定の在り方など刑事実体法に関する論点のほか、司法面接的手法による聴取結果の証拠法上の取扱いの在り方など刑事手続法についても議論がされ、令和3年5月に報告書が取りまとめられた。これを受け、今後、法務省において、性犯罪に係る刑事法に関する施策の在り方について更なる検討が行われる予定である。

なお、同検討会における論点の一つとして掲げられていた、起訴状等における被害者の氏名等の秘匿の在り方については、法務省において、別途、法改正に向けた具体的な検討を加速して行うこととされ、令和3年5月に開催された法制審議会総会において、刑事手続において犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための刑事法の整備について諮問がされ、犯罪被害者氏名等の情報保護関

係部会において、今後、調査・審議が行われる。

(12) 民法の改正（嫡出推定制度及び懲戒権に関する規定等の見直し）について
いわゆる無戸籍者問題解決に向けた取組の一環として、平成30年10月から、嫡出推定制度を中心とした親子法制の在り方に関する研究会が開催され、嫡出否認の訴えの提訴権者の拡大や出訴期間の見直しなど、嫡出推定制度に関する論点のほか、生殖補助医療によって生まれた子に関する親子関係の整備等について議論がされ、令和元年7月に研究会報告書が取りまとめられた。

また、同年6月に公布された児童虐待防止対策の強化を図るために児童福祉法等の一部を改正する法律において、政府は施行後2年を目途に懲戒権について定めた民法第822条の規定の在り方について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとされたことを受け、同月から監護権の規定の在り方に関する研究会で議論がされ、同年7月に研究会報告書が取りまとめられた。

同年6月に開催された法制審議会第184回会議において、民法の嫡出推定制度に関する規定及び懲戒権に関する規定等の見直しについて諮問され、同年7月から法制審議会民法（親子法制）部会において、調査・審議が行われ、令和3年2月に開催された会議において「民法（親子法制）等の改正に関する中間試案」が取りまとめられた。同月から、この中間試案に対するパブリック・コメントが行われた。

(13) 民法の改正（離婚及びこれに関連する家族法制の見直し）について

平成23年民法改正においては、親権制度の見直しに併せて、民法766条に養育費や面会交流等が例示されたが、父母の離婚後等における養育費及び面会交流の確保については、社会的な関心も高く、同改正の附帯決議においても離婚後の共同親権の可能性を含めた検討が求められている。

令和元年11月より、家族法研究会において、離婚後の親権行使の在り方を含む家族法の課題についての議論がされ、令和3年2月に研究会報告書が取り

まとめられた。

このうち、養育費の取決めの確保・履行確保については、ひとり親家庭の貧困の問題がコロナ禍により一層深刻化しているとの認識の下、これまで様々な検討体での議論が蓄積されてきている。また、面会交流についても、子の養育における重要性に鑑み、様々な議論がされてきているところであり、上記家族法研究会における報告書もこうした成果も踏まえたものとなっている。

離婚及びこれに関連する家族法制の見直しについては、令和3年2月開催の法制審議会第189回会議において、諮問がされ、同年3月から、法制審議会民法（家族法制）部会において、調査・審議が行われている。

(14) 少年法等の改正について

平成29年2月に開催された法制審議会総会において、少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方並びに関連事項について諮問がされるとともに、少年法・刑法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会の設置が決定され、同年3月から、同部会において、諮問事項に関する審議が行われ、令和2年10月、法制審議会第188回会議において要綱の採択及び答申が行われた。要綱では、罪を犯した18歳又は19歳の者に対する処分及び刑事事件の特例等の在り方、犯罪者に対する処遇を一層充実させるために講ずるべき法整備や運用上の措置が盛り込まれており、これを踏まえた少年法等の一部を改正する法律案が令和3年2月19日に国会に提出され、同年5月21日成立した。

本改正法は、18歳及び19歳の者について少年法の適用対象としつつ、その適用において特例規定を整備した。18歳及び19歳の者の取扱いに関しては、全件家裁送致が維持された上で、①原則逆送対象事件の拡大、②犯罪の軽重を考慮した相当な限度を超えない範囲での保護処分、③ぐ犯の対象からの除外、④逆送決定後における不定期刑等の刑事事件の特例規定の不適用、⑤起訴

後における推知報道禁止の解除等の特例規定が整備され、併せて、更生保護法、少年院法等の関係法律の整備も行われた。本改正法は、令和4年4月1日から施行される予定である。

3 裁判所の人的・物的態勢の現状

(1) 予算について

国の財政状況がますます厳しくなる中、令和3年度予算編成は政府から示された「令和3年度予算編成の基本方針」（令和2年12月8日閣議決定）に沿った厳しいものとなった。同方針において、令和3年度予算は、経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、しっかりとメリハリ付けを行うこととされた。さらに、歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方にとって、その取組を的確に予算に反映するとともに、厳しい財政状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを推進するとされたところであり、財政当局は、特別機関を含め省庁横断的に前年度予算額以下に抑制するよう強く求める姿勢であった。こうした政府方針の下、令和3年度予算編成は裁判所にとっても大変厳しいものとなったが、令和2年度補正予算と合わせて、裁判所の施策に必要な経費は確保することができたところである。

もっとも、庁舎設備の保守、清掃、警備といった庁舎維持関係経費は労務単価の上昇等を背景に毎年億単位で増大を続けているほか、情報システムの運用経費など、毎年固定的に必要となる経常経費が裁判所予算を逼迫化させている一方で、頻繁になされる法改正や裁判手続のIT化を始めとした裁判所内での様々な施策・取組等により、新たな予算需要も増加しており、こうした状況にいかに対応していくかが喫緊の大きな課題となっている。国の厳しい財政事情の下、予算の増額が困難な中で、こうした課題に対応していくためには、限られた予算を優先度の高い案件に最適な形で配分できるよう、既存の業務や経費

等についても、必要性や費用対効果をこれまで以上に十分に吟味した上で、抜本的な見直しを図って行く必要がある。

(2) 定員について

裁判所においては、民事訴訟事件の審理充実や家事事件処理の充実強化などのため、継続的に裁判官の増員を行ってきたところである。しかし、近時の新受事件数の動向を見ると、成年後見関係事件などの一部の事件を除いて、民事訴訟事件を含む事件類型の多くは減少又は横ばいで推移している。そのような状況の中、司法制度改革が始まった平成14年度から令和2年度までに合計740人の判事が増員されてきたが、令和3年度においては、判事の増員は行わないこととされ（令和3年度の裁判所職員定員法の一部を改正する法律の内容については、3月15日付け裁判所時報1762号を参照されたい。），国の厳しい財政状況下での国家公務員の定員をめぐる厳しい情勢や前述の事件動向等を踏まえると、今後、裁判所の定員をめぐる状況はより一層厳しくなるものと予想される。

以上のような定員をめぐる厳しい状況の下では、各庁においては、現状の処理件数や事務分配を所与のものとしたり、十分な検討のないまま前例に従った事務処理方法を重んじたりすることなく、司法需要の顕在化等による処理件数の増加局面に加え、裁判手続のIT化の検討・準備が進む中で生じる事務処理の変容にも適切に対応できる態勢とするべく、事務分配の機動的な見直しや、事務改善の取組を継続して行っていかなければならない。

各庁、各部署の人的態勢については、裁判事務の在り方を踏まえ、全国各地における司法機能の発揮・確保、部署間の繁忙度の平準化の観点から、裁判官、書記官等がそれぞれの行うべき職務や、相互の官職間の連携を意識しながら、適正・迅速な裁判を実現できる合理的な事務処理に向けて、不断の見直しを進めていく必要があるものと考えている。

(3) 裁判官の採用、判事再任等について

司法修習生の修習を令和2年12月に終了した1,464人のうち、66人が令和3年1月16日付けで判事補に採用された（うち、女性任官者は23人である。）。

また、弁護士任官制度に基づく、弁護士から裁判官への採用については、令和2年10月1日に1人が、令和3年4月1日に3人がそれぞれ判事として採用された。

さらに、判事再任等については、判事の任命資格を取得した第63期判事補等並びに再任期を迎えた第43期及び第53期の判事等のうち239人（令和3年4月末日時点）が判事に任命又は再任された。

(4) 裁判所施設について

ア 老朽化した庁舎の増加状況等

裁判所は、全国各地に463庁もの多数の庁舎を有するところ、それらの多くは、昭和40年代～昭和50年代初頭に集中的に整備され、今後10年で築後50年を経過する庁舎の割合は全庁舎の約53パーセントと加速度的に高くなる。適時適切な保全業務により庁舎の長寿命化を図る一方、躯体の劣化等により日々のメンテナンスでは長寿命化を図ることが困難な庁舎、事件数増加による事件関係室の不足や執務室の狭隘化が顕著な庁舎については、それらの問題を総合的に判断した上で、今後の事件動向や審理のありようなども視野に入れながら、庁舎新営の検討を進めていく必要がある。

イ 省庁別宿舎の状況

平成23年12月に財務省から示された「国家公務員宿舎の削減計画」において、宿舎は真に公務のために必要なものに限定した上で一定の類型に該当する職員のみが入居でき、福利厚生（生活支援）目的のものは認めないとされ、平成28年度末までに約5.6万戸が削減（約21.8万戸から約16.3万戸まで削減）された。

しかし、上記削減計画後も残置することとされた宿舎の低い入居率が課題

となっている。裁判所においても、平成29年6月に財務省の関係通達が改正されたことに伴い、宿舎の貸与に関する運用基準全般を見直した上で宿舎需要を適切に把握し、それでも需要のない宿舎については順次廃止に向けた検討を行っているところである。

ウ 裁判所インフラ長寿命化計画（行動計画）

インフラ老朽化問題の対策として国が取りまとめた「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月）に基づき、裁判所においても、平成29年1月に「裁判所インフラ長寿命化計画（行動計画）」を公表している。

行動計画は、裁判所の所管に属する施設を保全の対象とし、老朽、狭い、分散、耐震性能・耐津波性能の不足、都市計画上の要請等の理由から更新すべき施設を除いて、長寿命化を図るという方向性を示している。

長寿命化を図るためにには、適切な保全の実施により経年にとらわれず長期にわたって施設の良好な状態を維持する必要があり、「裁判所の所管に属する建築物等の保全について」（平成28年9月16日付け経理局長通達）に基づき、施設保全責任者による施設の維持管理、点検等が実施されているところである。また、それらの点検結果を集約し、管理・分析して施設の実態を正確に把握し、次の維持管理、点検、修繕・更新等に活用するメンテナンスサイクルとその体制を構築することが重要であり、その点検結果と修繕・更新等の関係を組織的に関係者で共有するため、当該情報の見える化として庁舎カルテの作成を進めているところである。

(5) システム関係について

ア 情報化の取組と全体最適化

裁判所では、平成17年12月に「情報化戦略計画」を策定し（平成23年12月改定），ITを活用した裁判事務及び司法行政事務の合理化を推進し、適正・迅速な裁判の実現と国民の利便性の向上を図るという基本理念を掲げ、基本方針として、情報化推進体制の整備と情報システム及びその技

術基盤の整備を定めた。これに沿って、3つの重点課題として掲げられた、①情報システムの全体最適化、②情報セキュリティ水準の向上、③災害に強い情報システムの構築等を中心に取組を進めている。

重点課題①については、既存の情報システムを統合集約化・標準化等することで裁判所の業務に最も適した合理的かつ効率的なものに再構成し、これによってIT関連予算の低減及びITの利便性の向上を図ることを目指して、平成24年、裁判所のシステム最適化計画が策定され、その後、現状の情報システムや業務の在り方について、合理性や費用対効果の観点から分析し、必要があれば現状の業務自体を改めなければならないとの考え方の下、平成28年6月、裁判所のシステム最適化計画の改定を行った。

これを受けて、IT関連予算の低減や統一的な情報セキュリティ対策の充実強化を図るため、平成30年度から「裁判事務支援システム（NAVIUS）」の開発を行い、令和元年度までに少年事件部分の全国の家裁への導入展開を終え、令和2年度から簡裁の民事事件、督促事件、刑事事件及び高裁の刑事事件部分の全国各庁への導入展開を行っているところである。なお、同年度からの開発が予定されていた、高裁・地裁民事及び家事事件の開発部分は、IT化後の民事訴訟の制度運用面の検討と民事訴訟手続のIT化のためのシステム開発等の検討が今後より一層本格化していくことを踏まえ、令和2年1月に一旦調達手続を取り消した。今後のNAVIUSの開発については、その状況を踏まえながら、さらに検討していく必要があると考えている。

重点課題②については、4の(2)の「情報セキュリティの確保」を参照されたい。

重点課題③については、東日本大震災時の経験も踏まえ、耐災害性を強化するための取組を進めており、平成25年度に構築されたデータセンタには、各種システムのサーバ機能を順次移転している。また、同年度中に全て

の裁判所の通信回線（WAN回線）の二重化を完了した。

イ 主な情報システムの状況等

- (ア) 「司法情報通信システム（J・NET）」は、裁判所の情報基盤インフラとして、裁判所職員が各個別システムやメール等を全国共通で利用する目的で整備されている。
- (イ) 「J・NETポータル」は、職員間での各種情報共有及び裁判事務処理等の効率化を目的として構築され、規則集や事件関係の各種データベースコンテンツの提供のほか、下級裁における職員間の情報共有ツールとして「高地家簡裁掲示板」の運用がされている。事件関係の各種データベースコンテンツについては、各事件局が所管する「事件情報データベース」として「民事情報データベース（ミンフォ）」、「刑事情報データベース（ケイフォ）」、「行政・労働・知財情報データベース（G-desk）」及び「家事・少年情報データベース（Family☆in）」の運用がされている。さらに、裁判官等の自己研さんの支援を目的として、上記「事件情報データベース」と画面構成や操作性を共通とした上、検索機能を向上させた「司法研修所情報データベース（ケンサン）」の運用が平成29年3月末から開始されている。
- (ウ) 裁判事務に関する情報システムの主なものとしては、以下のものがある。すなわち、①「民事裁判事務支援システム（MINTAS）」は、全国の高地裁に導入されているほか、平成27年度以降、全国の家裁に導入され、家事分野の業務にも利用されている。②「刑事裁判事務支援システム（KEITAS）」は、全国の地裁に導入され、[REDACTED]等の処理の際にも利用されている。③「裁判事務支援システム（NAVIUS）」は、令和元年度に「少年事件処理システム」が、令和2年度に「期日進行管理プログラム（簡裁民事、簡裁刑事及び高裁刑事事件用）」及び「督促事件処理システム」が統合された。④「民事執行事件処理システム」は、

平成28年11月に新システムへの移行が完了した。

(エ) その他、司法行政事務に関する情報システムについては、行政府省における事務処理と共に通する面が少なくないことから、「一元的な文書管理システム」や「旅費等内部管理業務共通システム（SEABIS）」などの府省共通システム（行政府省において共通に利用されているシステム）も利用されており、令和3年9月からは人事・給与関係業務情報システムの、令和3年度内には会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム（ELGA）の本番稼働もそれぞれ予定されているところである。

4 裁判所の組織的課題

(1) 裁判所における緊急対応について

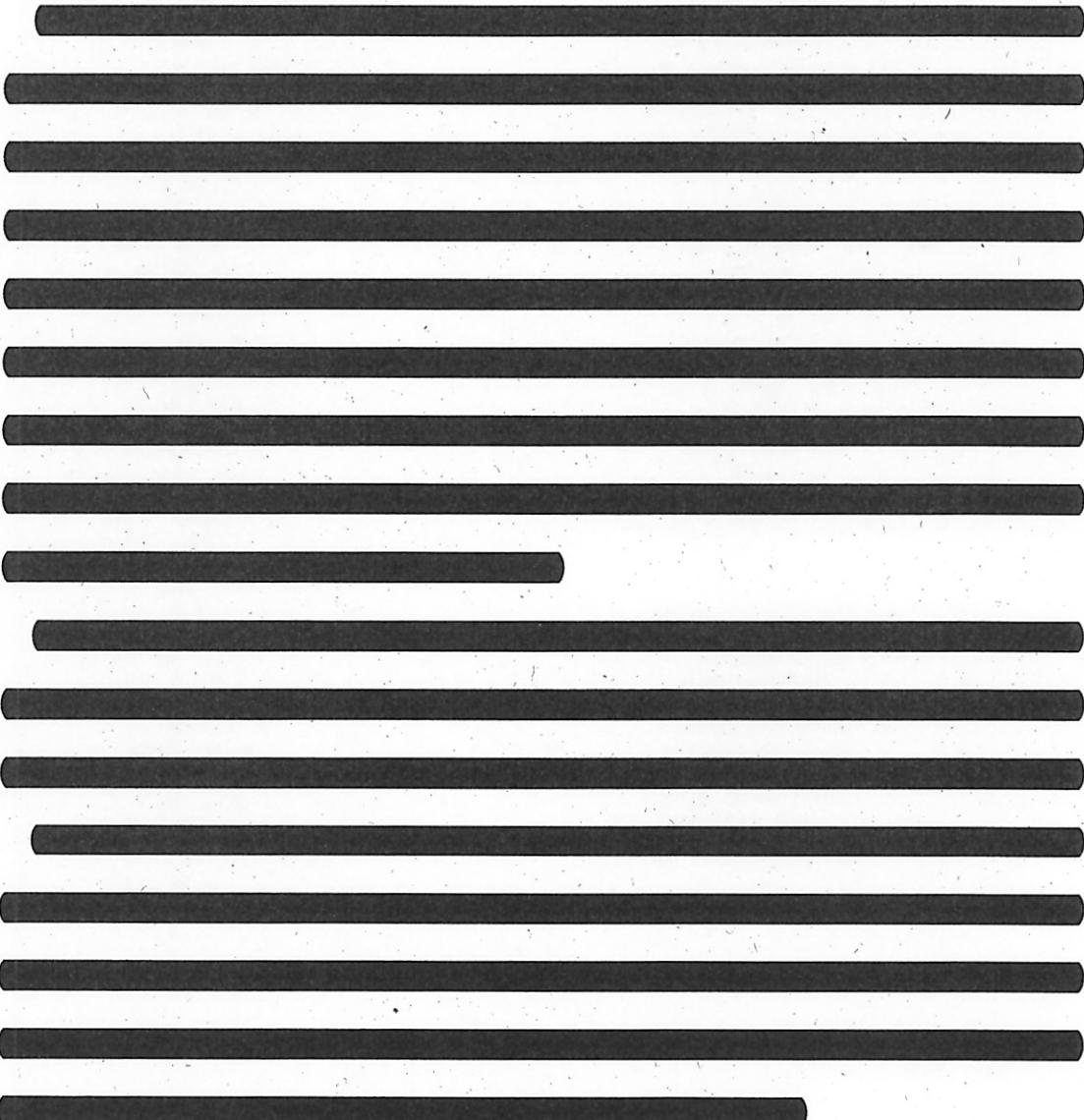
大規模地震・台風等の自然災害や刃物を持ちこんでの加害行為、法廷等からの逃走、情報漏えいなど、非常事態における対応が問題となる状況が後を絶たず、裁判所又は職員への危害予告など、予告が現実化した場合の来庁者や職員の安全確保などを考慮した慎重な対応が求められる事案が発生している。このような事態においては、迅速かつ正確に事実関係を把握した上で、所長の指揮の下、事務局が関与して、庁全体として組織的に対応しなければならない。そのためには、裁判部・事務局間、本庁・支部間、最高裁・高裁・地家簡裁間など様々なレベルにおいて、日頃から情報流通態勢を確認し、必要な情報や問題意識を組織的に共有できる態勢を構築しておく必要がある。また、日頃から、各庁において緊急事態対応マニュアル等に基づく訓練や研修等を実施するなどして、実際の場面で機能するか否かを検証して不斷に見直していくとともに、職員一人一人が、緊急事態対応の手順や目的を理解しておくことも必要である。

(2) 情報セキュリティの確保

情報通信技術の著しい発展とともに、国家機関や企業を狙ったマルウェアによる情報漏えい、DDoS（サービス停止）攻撃、標的型メール攻撃などのサイバー攻撃も相次ぎ、その手法も一層巧妙化している。平成27年5月には、

日本年金機構においてサイバー攻撃による多量の個人情報流出事案が発生したところであるが、裁判所においても、情報の窃取、破壊及び消去等を狙った可能性のある標的型メールが頻繁に職員に送信されるなど、こうした攻撃と決して無縁ではない。

裁判所では、これまでも、物理的・技術的な対策に加え、運用面の対策として、職員に対する教育・研修、自己点検、標的型メール攻撃に対する訓練、セキュリティ監査の実施などを通じて、情報セキュリティ対策の充実及び強化に努めてきたところである。



さらに、IT技術の進展等に伴い、情報セキュリティの考え方についても不

断の見直しが求められるところ、今後、裁判手続のIT化の検討が進められる中で、情報セキュリティの考え方を改めて整理してこれを現場と共有し、裁判所全体で一体となって情報セキュリティ対策を進めていくことが必要である。

(3) 裁判所の安全問題について

裁判所がその使命を適切に果たし社会の期待に応えていくためには、裁判所での安全が確保され、国民が安心して裁判所を利用できるよう計らうことによく意する必要がある。これまでに発生した事案等を踏まえ、裁判所全体として安全確保に向けた取組を続けている。

具体的には、事案ごとに安全確保に関わる情報収集を密に行つた上で、収集した情報も踏まえて、所持品検査の実施等を積極的に検討しているほか、事件数や来庁者の多い庁を対象として、入庁時の所持品検査を実施している。また、当事者の申告等により加害行為のおそれがあると把握している事案については、その内容に応じて、当事者が対面しないようにするなどの措置を講じている。

今後もこれらの安全確保に向けた取組を進めていくことが重要であることに変わりはなく、利用者や関係者の理解を得ながら、確実に実施していくことが求められる。庁舎内や来庁者の安全を確保することは、裁判官が日々行う訴訟運営を円滑に行つるために必須のものであり、手続を主宰する裁判官として、常に直面している問題として認識することが必要である。同時に、個々の事案に応じた適切な安全確保策を講じるためには、裁判部と事務局（支部等と本庁）とが早い段階から情報を共有し、連携協働して事前準備を進めることを常に念頭に置いておく必要があるし、庁全体の取組についても、日頃から理解してその一翼を担っている意識を持つ必要がある。また、事案発生時に情報流通態勢を確保し、関係機関の協力も得ながら、庁全体で組織的に対応できるよう、裁判官、裁判部・事務局の職員が普段から訓練等を行つておくことが必要と考えられる。

(4) 書記官事務の整理について

書記官事務の整理の考え方は、適正迅速な裁判の実現のため、あるべき書記官事務の姿を裁判所全体で共有し、裁判手続に真に必要な書記官事務が合理的に遂行される状態を将来にわたって確保することを目指すものであり、その目指すところを実現するためには、裁判官と書記官が、裁判手続やそれを支える書記官事務がどうあるべきかを常に意識しながら、日々の執務の中で事務を改善していく営みを地道に続けていくことが重要である。

現状では、裁判官と書記官の間で、書記官事務の意義やなぜ書記官がその事務を担うのか、その事務の目的は何かを議論しないまま、裁判官と書記官との分業を前提として書記官事務を小さくする方向で考えている状況や、一見支障なく事件処理が進められているように認識されていることから、裁判官と書記官との意思疎通や書記官の事案把握ないし適切な事件関与に関する問題意識を持ちにくいといった状況があることが見受けられる。もっとも、問題の有無、問題がある場合の議論の実情やこれによる成果は各庁・各部署ごとに異なるものと思われ、裁判官と書記官が協働してより良い裁判を実現するための試みを行っている部署もあり、そうした状況を踏まえ、高裁を中心にして、各庁の実情や課題に応じた効果的な後押し策を検討し実施しているところである。

なお、現在、各庁において民事訴訟手続におけるＩＴ化の検討が進められているところであるが、この検討は、裁判官と書記官が、現在の書記官事務の意義や書記官がその事務を担っている理由を分析することにより、ＩＴ化後も書記官が担うことが相当な事務を見出していくこうとする取組であり、「ＩＴ化後、より適正迅速な裁判の実現のために書記官はどのような事務に注力すべきか」を見出す営みであって、これらは書記官事務の整理の考え方と軌を一にするものである。

(5) 適正な事務の確保に向けて

適正な事務処理は裁判に求められる質の高さの重要な一部である。裁判所が国民の信頼を得ていくためには、裁判の「迅速さ」とともに、その「適正さ」

を確保することが極めて重要であり、各職員が事務処理の規範は何かを常に意識するとともに、規範に基づいた事務処理を行う態勢が組織的に確立していくなければならない。

各庁各部署においては、適正な事務の確保は、書記官事務の整理の考え方を使った実践の一つの場面であることを踏まえ、日常の執務の中で生じた疑問・違和感等の気づきやミスが生じた事例等をきっかけに、関係職員間で事務処理の規範を踏まえた議論や検討を重ね、「あるべき事務の姿」と現状のギャップを見つけ出し、それを埋めていくことによって、実際の事務改善や誤りの予防につなげるなど、日常的な事務処理が規範に即した合理的なものとなっているかを意識し、適正な事務処理を行う態勢が確立されるよう努めていただきたい。

事務処理態勢の構築に当たっては、事務処理が規範に即していることを前提に、事務処理過程自体に誤りを生む要因がないか、間違いが生じないことに注力するあまり事務の本質や職場の実情に比してチェックの回数や項目が過剰なものとなっていないか、といった問題点を分析し、その分析結果に対応した継続可能で合理的な事務フローを策定する必要がある。そして、策定された事務フローについては、その趣旨や経緯を踏まえた理解ができるよう工夫し、定着を図っていただくほか、職場の実情が変化するなどした場合に特定の事務が過剰となってバランスが失われ、かえって事務フローが遵守されない状況を生じさせていたり、当該職場の事務全体を圧迫することになっていたりといった別の問題を生じさせていないかという視点からの循環的なフォローもお願いしたい。

(6) 適正な会計事務について

司法機関たる裁判所においても、国の機関として、会計事務における高い適正性が求められていることは言うまでもない。加えて、近年は、社会経済情勢の変化や国民の意識の変容を受けて、より透明性・競争性の高い手続や国民に対する説明責任を意識した事務処理が求められるようになっている。会計検査

院による実地検査において、正確性や合規性の観点はもとより、事務・事業の経済性、効率性、有効性の観点からの検査の充実・拡大が図られていることも同様の理由からと言える。裁判所としても、このような状況の変化に対応し、より適正な会計事務の実現に向けた不断の努力を継続していくかなければならぬ。

もっとも、裁判所では、今なお、保管金等の不適切な管理に起因する事務処理過誤のほか、物品の亡失・損傷や支払遅延等の過誤事案が少なからず発生している。原因は、知識不足、確認不足、牽制態勢の不備等様々であるが、いずれにしてもこのような不適正な会計事務は、国の財政に損失を生じさせるとともに、事件当事者をはじめとする国民の裁判所に対する信頼を失わせる重大な事態となりかねない。

このような事態の発生を防止し、裁判所が国民に期待される役割を果たすためには、会計事務に従事する職員一人ひとりがその従事する職務の重要性を強く意識するとともに、各裁判所においても組織全体として、前述した会計事務を取り巻く状況についての認識を共有し、その事務処理態勢の充実・強化に向けた取組みを継続していく必要があるので目配りをお願いしたい。

(7) 裁判所を利用する障害者への配慮について

平成28年4月1日に裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領が実施されて5年が経過し、各庁においては、同要領の趣旨に沿った手続が実践されているものと承知している。今後も引き続き、全ての職員が裁判所における障害者配慮のあり方の重要性を認識した上で、不当な差別的取扱いや合理的配慮の内容を個別事案に応じて具体的に検討し、適切な手続の実現に向けて尽力していくことが求められる。

また、平成28年8月1日に施行された発達障害者支援法の一部改正法においては、司法手続における配慮規定や（同法12条の2），裁判に関する業務に従事する者に対して、発達障害に関する理解を深めるための研修を実施する

ことその他の必要な措置を講じる旨が定められている（同法23条）。各庁においては、職員が発達障害に関する理解を深めるための措置の企画・実施及び発達障害の特性に留意した適切な配慮の検討・実施を継続されたい。

なお、各庁で行った障害者等への合理的配慮等に関する事例¹は、定期的にJ・NETポータル²に掲載され、様々な事例が蓄積されている。裁判部及び事務局においては、実施から5年を経過したこの時期に今一度対応要領等各種通達を読み直し、改めて「合理的配慮」の意味することの認識を共有していただきたい。すなわち、「合理的配慮」とは、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮（対応要領5(1)）を意味するものであり、裁判所の事務の内容・目的・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意しなければならず（対応要領別紙留意事項5(1)(2)），障害の内容を問うことなく、障害者でない者よりも特別に丁寧な対応をすることではない。J・NETポータルに掲載された事例を参考するに当たっては、類似事案という理由だけで同じ対応を行うべきでないことはいうまでもなく、事例を一つの参考にしながら、障害を理由とする差別が行われることがないよう適切な対応に努めていただきたい。

(8) 障害者雇用について

平成30年、裁判所において、障害者雇用率制度の対象となる障害者の確認・計上に誤りが見られることが明らかになった。この事態については、司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員による会合において、事実に関する検証が実施され、法の理念を意識せず、無批判的に前例に基づいた事務処理が漫然と行われてきたことは極めて不適切との指摘がなされた。

¹ 平成28年6月29日付け最高裁総一第804号総務局長依命通達「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の事務の取扱いについて」に基づき各庁から報告された対応事例を一覧表にまとめたもの。

² 「最高裁各局課等からのお知らせ」の「障害者への対応事例について」参照

裁判所においては、この検証結果を真摯に受け止め、深く反省するとともに、再発防止に向けて必要な対策を講じていくこととし、平成30年12月に「裁判所における障害者雇用に関する基本方針」を策定し、法定雇用率の速やかな達成に向けた取組を進めるとともに、障害者雇用促進法の下、障害のある人が働きやすく、定着できる職場を作るための各種の取組を行ってきた。

こうした取組により、令和2年度中に全庁において法定雇用率を達成し、また、障害者である職員の職場に対する満足度も高い水準となっている。

この障害者雇用の取組を継続していく上では、裁判官を含む職員一人一人が、障害者と共に働く意義を深く理解するとともに、前例に基づく無批判的な事務処理を漫然と行うことのないよう、今回の事案を今後の教訓として受け止め、永く組織全体で語り継いでいくことが大事である。

(9) ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書等について

平成28年4月25日にハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書及び最高裁判所裁判官会議談話を公表してから、5年が経過した。この間、司法研修所及び裁判所職員総合研修所における各種研修や各庁での国立ハンセン病療養所への見学訪問など様々な形で、裁判官をはじめとする裁判所職員に対し、ハンセン病政策の歴史を踏まえた人権意識を深める取組がされてきたと承知している。各庁においては、報告書の内容及び報告書に添付されている有識者委員会の提言並びに最高裁判所裁判官会議談話を決して過去のものと考えることなく、資料館又は国立ハンセン病療養所への見学訪問など各庁の実情に応じたハンセン病政策の歴史を踏まえた人権研修等を引き続き実施して、一人一人の裁判所職員が、人権問題について一層理解を深め、自らの意識を見つめ直し、日々の職務遂行が司法制度を利用する国民の権利利益や社会生活に深い影響を及ぼし得るものであることを常に自戒して職務に取り組み、司法に対する国民の期待と信頼に応えていく必要がある。

(10) 司法行政文書の管理及び開示について

司法行政文書を適切に管理することは、司法行政事務の適正かつ効率的な運営に不可欠であるとともに、文書開示手続を通じて、国民に対する説明責任を全うする土台となるものであり、それができない場合には、裁判所に対する国民の信頼を著しく失墜させることにつながりかねない。平成30年6月には、文書管理に関する関係通達の改正を行い、行政文書と同様にファイル管理簿や標準文書保存期間基準（保存期間表）の公表を始めたところでもあり、司法行政事務に携わる全ての職員が、これまで以上に、関係法令や関係通達等を理解し、司法行政文書の作成、保存、廃棄の各段階における事務を適切に処理することが求められる。

裁判所の文書開示については、平成27年7月1日に、苦情の申出先が最高裁に一本化されるなど司法行政文書開示手続が再整備された。平成29年度以降、同手続の申出件数は増加し続けているが、その間、相当数の実務例や情報公開・個人情報保護審査委員会の答申も集積されていることから、これらの知見を参考にするなどして、より一層適正・迅速な文書開示事務を実現していくことが求められている。

なお、裁判所ウェブサイトに司法行政文書の管理に関する通達や開示に関する要綱、情報公開・個人情報保護審査委員会の答申等が掲載されているので、参照されたい。

(11) 裁判所広報の充実について

昨今の社会経済情勢の変化や国民の権利意識の高まりを受け、裁判所が社会において果たすべき役割について、様々な議論がされるようになっている。その一方で、インターネット上などには不正確な情報に基づく批判もみられるところであり、裁判所や司法の役割、更に司法機関を支える職種等について、必ずしも十分に理解されているとはいえない。裁判所が期待される役割を果たしていく上で、国民の信頼という基盤が確固として存在していることが必要かつ不可欠であるところ、そのためには、裁判所が自らの機能や役割等について分

かりやすく正確に伝え、広く理解を得ていく必要がある（例えば、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえて庁としての方針を定めた場合にも、各庁のウェブサイトに最新の情報を掲載するなどきめ細やかな情報発信が求められる。）。このような意味において、裁判所が行う広報活動の重要性は従来以上に大きくなっているといえよう。

広報活動においては、上記のように裁判所からの的確な情報発信が何よりも求められるが、同時に、裁判所が地域社会の実情を踏まえたニーズ等を適切に把握し、自らの営みを振り返る格好の機会とすべきものもある。そこで、広報活動を行うに当たっては、情報発信を強化するという観点だけでなく、広報活動を通じて得た地域社会の声を、裁判事務や司法行政事務といった裁判所の営みを改善するために活用できないか、という視点を持って取り組むことが望まれる。

このように、広報活動は、裁判所及び司法に対する国民の理解を得るとともに、裁判所の営みを改善していくための契機となるべき重要な意義・目的を有するものと理解されるべきものである。そうすると、裁判所が行う広報活動は、庁としてその位置づけを明確にした上で、裁判官をはじめとする裁判所組織が一体となって行うことが求められる。他方で、広報活動は、各庁の実情に応じ、限られたリソースの中で合理的に実施されなければならない。また、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえると、当面は、多数の来庁者を集めて行うようなイベントの実施には慎重にならざるを得ないであろう。各庁においては、単に広報活動の「量」を拡充するのではなく、上記のような着眼点をもって広報活動の「質」を高めていくという意識で、前例にとらわれることなく新たな広報活動を検討・実践することが期待される。

令和2年3月に裁判所ウェブサイトをリニューアルし、デザインを一新するととともに、国民が必要な情報によりアクセスしやすい環境整備を行った。各庁における情報発信に当たっては、是非活用いただきたい。また、広報課では、

各庁の広報活動の実施状況について定期的に J・NET ポータルに掲載しているので、各庁における広報活動のテーマ選定にあたって、参考とされたい。

5 人材の育成、強化に向けた司法研修所及び裁判所職員総合研修所の取組

(1) 裁判官の研修・研究会について

裁判官には、裁判実務に関する知識、能力や幅広い教養、深い洞察力等が必要であるところ、急速に変化する社会経済情勢やそれを受け行われる様々な法改正等に的確に対応するためには、これらの知識等の修得を個々の裁判官に委ねるだけでなく、組織的な研修の機会を設け、その体系や内容の充実を図っていく必要がある。

このような見地から、司法研修所では、裁判官の自己研さんを支援するため、応募制を原則として、各種の研修を行っている。具体的には、合同研修のうち、各裁判分野における裁判事務に関する研究会を「裁判系」、新たなポストに就いた際などの職務導入研修を「導入系」、裁判や組織運営の基盤となる裁判官としての素養の修得を目的とする研究会を「基盤系」として実施している。令和2年度の合同研修は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で中止になったものもあるため例年より少ないが、合計39本（うち応募型28本）を実施し、参加した裁判官は延べ約1220人に及んだ。また、他の研修として、民間企業等で研修を行う派遣型研修を実施している。

特に、近年は、先端的な知見が判断に深く関係する事件や事件の背後にある価値の捉え方が難しい事件など困難な判断が求められる事件が増加していることから、裁判系の研究会を中心にカリキュラムの充実に努めているほか、基盤系の研究会において、法律分野にとらわれずに紛争を取り巻く現代的な事象等をテーマとして取り上げ、広範な分野の素養を得られるよう配慮している。また、令和3年度は、個別の研究会において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い生ずる審理運営上の問題、新たな紛争類型や法的論点等について議論するカリキュラムを適宜実施する予定である。

これらに加えて、社会経済情勢の変化に伴って生ずる新たな法的問題について裁判所が適切な判断をしていくために、外国での議論を参考にすることを目的として、令和元年度から外国司法専門研究会を実施している。

また、裁判官の組織運営能力の向上を図るためのカリキュラムの充実にも取り組んでいる。その一環として、導入系の研究会のカリキュラムを工夫するとともに、書記官及び家裁調査官等の一般職員との連携について議論するため、一部の研究会を裁判所職員総合研修所と合同実施している。

さらに、令和元年度から「裁判官のワークライフバランス」をテーマとした研究会を、令和2年度から「裁判官の成長支援」をテーマとした研究会を新たに実施しており、令和3年度も継続実施の予定である。

以上のような研修内容や研修技法については、司法研修所参与や国際司法研修協会（International Organization for Judicial Training, I O J T）など外部の知見等も取り入れながら、その充実を図っている。

また、様々な事情により合同研修に参加できない裁判官等の自己研さんを支援するため；司法研修所情報データベース（ケンサン）に合同研修における講演録等を掲載するほか、配信にふさわしい講演等を全ての地裁又は家裁にテレビ会議で同時配信し、所属庁等から傍聴できる態勢を整えている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の見地から、司法研修所に参集する人数を少なくするため、多くの研究会について、司法研修所の近隣庁に所属する裁判官を除き、所属庁等からテレビ会議により参加する方式で実施した。また、令和3年1月以降は、全ての裁判官がウェブ会議により自宅等から参加する方式で実施した研究会もある。令和3年度は、当初の計画としては、司法研修所に全ての研究員が参集する方式で実施することとしているが、参集が困難な情勢になった場合には、カリキュラムの内容等に応じて、テレビ会議又はウェブ会議による方式に切り替える予定である。

以上のとおり、これまで司法研修所では、研修内容の拡大と充実に力を入れ

てきたところであり、今後も、裁判官の研修ニーズに応えられるよう、実施方法の工夫を重ねつつ、自己研さん支援の更なる充実を図っていきたいと考えている。

(2) 裁判官以外の裁判所職員の研修等について

社会経済情勢等の変化や価値観の多様化等の諸情勢を受けて裁判所の果たすべき役割が変化し、裁判所の業務内容が変容してきたことに加え、近時、組織運営の適正確保に対する国民の目が一層厳しいものになっている状況を踏まえ、裁判所職員総合研修所においては、これまで、「公平な裁判」、「適正・迅速な裁判」、「利用しやすく分かりやすい裁判」を実現し、国民の期待と負託に応えることができる裁判所職員を育成するという観点から、現在及び将来にわたる事務の質の維持・向上を目指した諸施策の進展状況も見据え、各種集合研修及び養成課程を計画、実施してきた。

令和3年度においては、令和2年度に引き続き、①裁判所を取り巻く状況の変化に適切に対応し、自律的に執務を遂行することができる職員を育成すること、②各職場におけるOJTとの効果的な連携を意識した研修の充実を図ること、③裁判官を含めた各職種間で、それぞれの職務についての相互理解を深めた上で、関係職種間の連携強化を図ること、④社会情勢の変化や法改正の趣旨等を踏まえ、時宜に応じた課題をテーマとした研修の充実を図ることに重点を置いて、研修の実施を企画した。

書記官及び家裁調査官については、各種実務研究会において、書記官事務の整理の考え方や行動科学の知見等に基づく事実の調査と調整を担う家裁調査官の役割・機能を踏まえた共同討議等を実施するなど、的確な職務遂行を実現していくための視点の獲得等に重点を置いた内容としている（裁判官を含めた職種間連携を図るため、研究会の日程の一部を、司法研修所と合同で実施している。）。書記官については、中堅書記官を対象とする書記官ブラッシュアップ研修（高裁委嘱研修）に関して、事件の複雑困難化等、裁判所を取り巻く諸情

勢の変化に的確に対応するため、書記官の資質、能力を更に高めていくことを目的として、カリキュラムの大幅な見直しを行った。家裁調査官については、任官後の研修について、応募制を取り入れた特別研修の新設を含む研修体系の大幅な改編が完了しており、引き続き内容の充実を図りながら各研修を実施していく。

速記官については、裁判実務をめぐる諸情勢等に関する講義等を行うとともに、専門知識や経験を生かした書記官等との連携・協働の実践等について、共同討議等を行っている。

事務官については、専任事務官の専門性の活用や付与等に向けた研修の在り方について、令和2年8月から新たに配置された専任事務官の兼務教官とともに、現在の研修の効果等を改めて検証し再検討を行っているところである。

さらに、各職種・各階層に共通する課題として、適正事務の確保や人権意識の向上を図ることを意識しながら研修を実施している。

養成課程では、書記官については、法律科目と実務科目の効果的な連携に留意しつつ、実務における書記官事務に即した形で、参加型や討議型の演習を積極的に取り入れ、効果的かつ実践的なカリキュラムとともに、書記官事務の整理の考え方を身に付けるための講義や演習を実施している。家裁調査官については、調査事務に必要な行動科学の知見や技法を体系的に習得させることを基本としつつ、グループ討議の活用等を通じて組織性を涵養することにも重点を置いたカリキュラムを実施している。これらに加え、より質の高い書記官及び家裁調査官を養成していくため、養成課程の更なる充実に向けた見直しを行い、修了日を3月25日頃として研修日数を確保の上、実施している。また、書記官については、令和3年4月以降、予修期修習を新たに設け、所属庁等で裁判実務を広く見聞する機会を与えて養成課程への円滑な導入を図っている。

以上のとおり、各職種、各階層について、研修カリキュラムの充実強化等を

図りながら研修を実施していくが、令和3年度は、引き続き感染防止策を徹底しつつ、職員の研修参加機会と研修効果を可能な限り確保するための工夫を講じながら、各研修を実施していく予定であり、書記官養成課程については、令和2年度から引き続き、オンライン研修を一部併用して実施している。

なお、裁判所職員総合研修所からの情報発信として、J・NETポータル内に開設されている総研コンテンツにおいて、養成課程や中央研修の状況（実務研究会の結果要旨を含む。）及び文献情報など、執務に役立つ情報・資料等を提供しているほか、「総研ニュース」によって裁判所職員総合研修所に関する最新情報を発信している。

(3) 司法修習生の修習について

令和元年度（第73期）司法修習生については、司法修習のカリキュラム終了後の令和2年11月19日から同月26日まで5日間の日程で実施された考試（二回試験）又は令和3年1月13日から同月19日まで5日間の日程で実施された考試再試験を、再受験者を含む第73期司法修習生1,479人（うち女性368人）が受験したが、このうち11人（うち女性2人）が不合格とされた。

第73期司法修習生の修習終了者1,467人（うち女性366人）の進路の区分は、裁判官66人（うち女性23人）、検察官66人（うち女性24人）、弁護士その他1,335人（うち女性319人）である（修習終了者数は令和3年1月27日時点の数による。）。

令和2年度（第74期）司法修習生については、令和3年3月に1,456人（うち女性372人）が採用された。第74期においては、修習開始段階で司法修習生に不足している実務基礎知識・能力に気付かせ、かつ、より効果的・効率的な分野別実務修習が円滑に行えるようにすることを目的とする導入修習（移動期間も含めて約1か月間）を、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からオンライン方式により実施した。その後、実務修習地において

て分野別実務修習（民事裁判修習、刑事裁判修習、検察修習及び弁護修習をそれぞれ約2か月間）を実施した上で、実務修習地に応じて2班に分け、それぞれ約2か月間の選択型実務修習及び司法研修所における集合修習を交互に行い、これらのカリキュラム終了後に考試を実施する予定である。

なお、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」が令和元年6月19日に成立し、令和5年に実施される司法試験から法科大学院在学中の受験が可能となることなどに伴い、同年以降、司法試験は毎年7月中旬から下旬の間に実施され、司法修習は翌年3月20日前後に開始される予定である。